

令和8年第5回富山県教育委員会議事日程

4月27日（月）午後1時30分

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和8年3月5日開催の令和8年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

令和8年3月18日開催の令和8年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第16号 富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第17号 令和9年度高等学校入学者選抜における氷見高等学校での全国募集の実施の件

教育みらい室県立高校改革推進課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第18号 博物館の登録に関する告示の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（富山県行政管理規程廃止の件）

教育企画課長から説明した。

(2) 公立小学校及び公立中学校の設置について（富山市）

教育みらい室小中学校課長から説明した。

(3) 公立小学校の廃止について（上市町）

教育みらい室小中学校課長から説明した。

(4) 国の登録有形文化財（建造物）の登録について

生涯学習・文化財課長から説明した。

(5) 令和8年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

教職員課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>処分通知等の作成等におけるデジタル技術の効果的な活用を推進するため、富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県教育委員会規則第5号）の一部を改正するもの</p>
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 <u>電子署名について用語の意義を明確化（第2条関係）</u> 電子署名の定義について、政府認証基盤及び地方公共団体組織認証基盤を追加</p> <p>2 <u>処分通知等の作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化（第6条関係）</u></p> <p>① 特定の媒体の種類を示す文言から技術中立的な規定ぶりへの改正を行う。</p> <p>② デジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による作成等を行うべき旨を明確化するためのただし書を追加する。</p> <p>3 <u>処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和（第7条関係）</u> 現行の規定では、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名については電子署名法第2条第1項の定義に該当する場合であっても利用できないため、電子証明書の添付に係る規定を削除し、立会人型電子署名の利用を可能にする。なお、電子証明書の作成を前提とする当事者型電子署名も引き続き利用可能である。</p> <p>第2 施行期日 公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第3号）の改正を参考に本規則を改正</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）別途改正</p>

議案第16号

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則一部改正の件

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部
を次のように改正する。

令和8年4月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成
16年富山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102
号）第2条第1項に規定する電子署名」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次の
ように加える。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1
項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその
他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営
するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明
することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又
は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第6条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して
おくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に、「により作成等を行う」
を「による」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術
（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定する
クラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信

技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第7条第2項中「（当該電子署名を行った県の機関等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子署名 <u>次に掲げるもの</u> <u>をいう。</u></p> <p><u>ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p><u>イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p><u>ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営す</u></p>	<p>電子署名について用語の意義を明確化</p>

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第3条～第5条 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

るものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(2) 同左

第3条～第5条 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体

_____をもって調製する方法による
_____ものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

処分通知等の作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる措置とする。

(1) 電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、第3条第2項各号に掲げるものが併せて送信されるものに限る。）

(2) 県の機関等の指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

2 情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った県の機関等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）とする。

3 略

第8条、第9条 略

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 同左

(1) 同左

(2) 同左

2 情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名 _____
_____とする。

3 略

第8条、第9条 略

処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和

議案第 17 号

令和 9 年度高等学校入学者選抜における氷見高等学校での全国募集の 実施の件

令和 9 年度高等学校入学者選抜において、氷見高等学校で全国募集を実施するものとする。

令和 8 年 4 月 27 日 提出

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一

【提案理由】

令和 7 年度から全国募集を導入した南砺平高等学校では、県外生徒との学びや交流を通して、学校や地域で一定の成果が表れている。

今回推挙する氷見高等学校においては、地域との連携による魅力ある学校づくりを目指し、令和 2 年度に氷見市と包括協定を締結して以来、氷見市で配置されたコーディネーターの支援を受け、地元団体や企業と連携した地域協働型の探究学習「HIMI(ひみ)学」の充実を図ってきた。実際に生徒が、商店街に若者を呼び込む方策や、「ハンドボールの街」を活かしたまちづくりなど、地域に密着したテーマを設定し、地域に出て学びを深めており、全国に訴求できる活動が展開されている。

こうした中、氷見市においては、昨年 7 月に氷見高校の魅力化に向けた全国募集の実施について要望書を提出され、氷見高等学校などとの検討を経て、本年 2 月に県教育委員会へ「氷見高等学校全国生徒募集受入計画案」を提出されたところである。

このたび、氷見市はじめ地域の理解と協力により、県外生徒の受入体制が確保されたと判断されるため、令和 9 年度高等学校入学者選抜から全国募集を実施することといたしたい。

議案第 17 号「令和 9 年度高等学校入学者選抜における氷見高等学校での全国募集の実施の件」 **参考資料**

1 氷見高等学校における全国募集の検討状況（令和 7 年度）

R7.7 氷見高等学校での全国募集について、氷見市から知事と県教委へ要望書提出

R7.10 氷見市とひみ教育魅力化協議会が全国募集について検討

R8.2 協議会での協議を踏まえ、氷見市から県教委に「氷見高等学校全国生徒募集受入計画書」提出

2 「氷見高等学校全国生徒募集受入計画書」の概要

(1) 身元引受人 氷見市教育委員会教育長

(2) 市による生徒の生活支援体制

①住居 市内民間会社の旧社員寮を改修、使用

※継続的な受入のため今後も宿舎を整備予定

②生徒の世話人 世話人（舎監業務）を設置

③食事の手配 朝夕食 民間のケータリングサービスを利用

昼食 高校の食堂を利用（休日等は各自で準備）

④その他 地域と連携した新たな教育の可能性を探求する「教育魅力化事業サポーター」（コーディネーター）として地域おこし協力隊を採用予定

3 <参考> 氷見高等学校の状況

○ 入試情報

学科	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	定員	欠員	定員	欠員	定員	欠員	定員	欠員	定員	欠員	定員	欠員
普通	120	-	120	11	80	-	80	-	80	2	80	21
農業科学	20	-	20	1	20	-	20	4	20	4	20	10
海洋科学	20	-	20	2	20	-	20	6	20	-	20	1
ビジネス	40	-	40	-	40	-	40	5	40	2	40	-
生活福祉	40	-	40	-	40	-	40	6	40	-	40	11
計	240	-	240	14	200	-	200	21	200	8	200	43

議案第18号

博物館の登録に関する告示の件

博物館法第14条の規定により、公益財団法人秋水美術館を次のように登録したことを告示するものとする。

令和8年4月27日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会告示第 号

私立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第14条第 1 項の規定により、次の私立博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和 8 年 月 日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

登録年月日及び 記 号 番 号	設置者の名称及び 住 所	博物館の名称	所在地
令和 8 年 3 月 27 日 美第 36 号	公益財団法人秋水美術館 代表理事 中井 環 富山市千石町 1 丁目 3 番 6 号	公益財団法人 秋水美術館	富山市千石町 1 丁 目 3 番 6 号

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和8年4月27日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

記

富山県行政管理規程廃止の件

富山県行政管理規程を廃止する訓令案要綱

経営管理部人事企画室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	本訓令が定める行政考査、監察機能等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく行政評価、監査制度等に代替されていることから、本訓令を廃止するもの
2 訓令案の内容	<p>第1 内容 富山県行政管理規程の廃止</p> <p>第2 施行期日 公表の日</p>
3 他の訓令等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富 山 県
富山県教育委員会 訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
教育委員会事務局
学校以外の教育機関

富山県行政管理規程を廃止する訓令

富山県行政管理規程 $\left[\begin{array}{c} \text{富 山 県} \\ \text{昭和55年} \\ \text{富山県教育委員会} \end{array} \right]$ 訓令第1号 は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人事企画室)

富山県行政管理規程を廃止する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗
富山県教育委員会教育長 廣 島 伸 一

令和8年4月27日
教育みらい室

公立小学校及び公立中学校の設置について（富山市）

1 設置する学校

(1) 学 校 名 富山市立古志はるかぜ学園小学部
富山市立古志はるかぜ学園中学部

(2) 位 置 富山市浜黒崎3301番地2

(3) 設置年月日 令和8年4月1日

令和8年4月27日
教育みらい室

公立小学校の廃止について（上市町）

1 廃止する学校

学校名、位置及び廃止年月日

学 校 名	位 置	廃止年月日
上市町立白萩西部小学校	中新川郡上市町丸山43番地	令和8年3月31日
上市町立陽南小学校	中新川郡上市町柿沢424番地2	令和8年3月31日
上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17番地	令和8年3月31日

（2）廃止の理由

在籍児童数、校区内児童数の減少による。

（3）児童の処置

上市町立上市中央小学校に通学する。

国の登録有形文化財（建造物）の登録について（報告）

下記の建造物の保存・活用について、文化庁と協議を進めてまいりましたが、このたび3月26日（木）開催の国の文化審議会において登録の答申がなされましたので、ご報告します。

なお、今回の登録で県内の国の登録有形文化財（建造物）の総数は80か所166件となります。（県内の主な国の登録有形文化財（建造物）…富山県庁舎本館、旧金岡家住宅等）

1 登録の概要（1か所1件）

わかつるしゅぞうしょうわぐらつるこ
若鶴酒造昭和蔵鶴庫（若鶴酒造（株）所有）

- ① 建築年代 昭和48年（1973年）
- ② 所在地 砺波市三郎丸
- ③ 特徴等

- JR 油田駅西側の広大な敷地に昭和蔵松庫と並び建つ。
- 鉄筋コンクリート造を活かした階高が高い大空間で、戦後の清酒需要の増大に対応した、近代的で大規模な醸造施設。
- 令和7年に登録された大正蔵・三郎丸蒸留所・昭和蔵松庫とともに、本県における酒造業の発展を今に伝える施設として、地域の歴史的景観に寄与している。



若鶴酒造昭和蔵鶴庫（正面）



若鶴酒造昭和蔵鶴庫（2F 貯蔵庫）

2 今後のスケジュール

令和8年8月頃官報告示予定（正式に国の登録有形文化財（建造物）として登録）

令和8年度 新規採用教員 配置状況

令和8年4月27日

教職員課

	教諭		養護教諭		栄養教諭		合計	備 考
	R8	()	R7	()	R8	()	R7	
小 学 校	R8	113 (26)	2 (0)	1 (0)	116 (26)			社会人経験A3 教職経験7 大学推薦15 UIJ現職教員1
	R7	181 (35)	2 (0)	2 (1)	185 (36)			社会人経験A4 教職経験11 大学推薦21
中 学 校	R8	93 (17)	0 (0)	0 (0)	93 (17)			教職経験8 スポーツ実績2 大学推薦4 UIJ現職教員3
	R7	64 (11)	0 (0)	0 (0)	64 (11)			社会人経験A2 教職経験4 特定資格1 スポーツ実績2 大学推薦2
義務教育学校	R8	4 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)			
	R7	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)			
高 等 学 校	R8	50 (13)	0 (0)	0 (0)	50 (13)			社会人経験A4 社会人経験B2 教職経験1 特定資格1 スポーツ実績1 大学推薦4
	R7	51 (11)	0 (0)	0 (0)	51 (11)			社会人経験B2 教職経験1 特定資格1 スポーツ実績1 大学推薦6
特別支援学校	R8	45 (11)	0 (0)	0 (0)	45 (11)			社会人経験A1 教職経験2 スポーツ実績2 障害者1 大学推薦5
	R7	53 (14)	0 (0)	0 (0)	53 (14)			社会人経験A1 教職経験3 特定資格1 国際貢献1 スポーツ実績1 大学推薦7
合 計	R8	305 (67)	2 (0)	1 (0)	308 (67)			社会人経験A8 社会人経験B2 教職経験18 特定資格1 スポーツ実績5 障害者1 大学推薦28 UIJ現職教員4
	R7	351 (71)	2 (0)	2 (1)	355 (72)			社会人経験A7 社会人経験B2 教職経験19 特定資格3 国際貢献1 スポーツ実績4 大学推薦36

() は特別選考による採用者数(内数)

今後の教育委員会等の日程について

- 令和8年5月27日(水) 13:30 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)